

備	00	01	3年
(令和11年3月末まで保存)			
(令和11年3月末まで有効)			

外事第138号

令和7年10月23日

各 警 察 署 長 殿

警 備 部 長

### 大量破壊兵器関連物資等に係る不正輸出に関する捜査における録音・録画について

平成29年から令和2年にかけて警視庁が外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に違反するとして捜査した事案に係る国家賠償請求訴訟については、本年5月28日、東京高等裁判所において、当該捜査における逮捕や取調べ等が違法であったなどとする内容の判決が言い渡され、上告期限である6月11日の経過をもって同判決が確定した。

同判決での指摘を踏まえ、外事課においては、「大量破壊兵器関連物資等に係る不正輸出対策等について」（令和7年10月23日付け外事第137号）を発出し、大量破壊兵器関連物資等（輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の第1から第15の項の中欄及び外国為替令（昭和55年政令第260号）別表の第1の項から第15の項の中欄に掲げる貨物・技術並びに輸出貿易管理令別表第1の第16の項及び外国為替令別表第16の項に掲げる貨物・技術のうち、「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（輸出注意事項24第24号・平成24・03・23貿局第1号）の1.(3)に掲げる貨物・技術をいう。）に係る不正輸出に関する捜査等に当たっての留意事項等を指示したところであるが、こうした捜査（以下「対象捜査」という。）における取調べの録音・録画の実施については下記のとおりとするので、誤りのないよう対応されたい。

#### 記

##### 1 対象捜査における取調べの録音・録画の実施

取調べの録音・録画については、「取調べの録音・録画について」（令和7年4月22日付け刑企第5号。以下「実施通達」という。）に基づき実施されているところ、実施通達3において、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第301条の2に規定する被疑者取調べの録音・録画に係る制度の対象事件の場合及び被疑者が精神に障害を有する場合以外の場合の取調べの録音・録画については、「個別の事案ごとに、被疑者の供述状況、供述以外の証拠関連等を総合的に勘案しつつ、録音・録画を実施する必要性がそのことに伴う弊害を上回ると判断されるときに実施することができる」とされている。

この点、対象捜査については、他の事件捜査と比較し、供述内容が高度に専門的・技術的な事項にわたることから、規制要件への該当性に関する認識の有無、ひいてはこれに係る供述調書の正確性等が争点となりやすい。供述調書の正確性等は、原則と

して、その閲覧、読み聞かせ又は署名押印により担保するところ、対象捜査については前述のような特徴があることから、正確性等を立証するための補完的措置を講じる必要性が大きいものと考えられる。

こうした状況を踏まえ、対象捜査においては、被疑者が逮捕・勾留されているか否かにかかわらず、原則として被疑者の取調べの録音・録画を実施するものとする。

## 2 実施上の留意事項

対象捜査における取調べの録音・録画の実施に際しては、別に定める警備部適正捜査指導官と協議すること。

担当 外事課外事第三係